

2013 年 11 月 25 日 全 15 頁

消滅時効に関する改正提案（後半）

民法（債権関係）の改正に関する中間試案－ 3

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

【要約】

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が 2013 年 2 月 26 日に決定されている。
- 現在、法制審議会民法（債権関係）部会で、2015 年 2 月頃に法制審議会の答申が可能となるように、要綱案を取りまとめることを目指して改正に向けた審議が続けられている。
- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、ここでは債権の「消滅時効」に関する改正提案のうち、「中断」、「停止」などに関する改正提案を取り上げる。
- 例えば、「中断」を「更新」と名を変えるとともに、その事由を整理し、再編成している。
- また、「停止」についても再編成をしている。天災等による停止期間を 2 週間から 6 ヶ月に変更することや、当事者間の協議による時効停止を新設することなどを提案している。

【このレポートについて】

このレポートは、堀内勇世「消滅時効に関する改正提案（前半）」（2013. 10. 25、大和総研レポート）の続編である。なお、それぞれが単独のレポートの体裁をとる関係で、重複する部分が存在する。

1. 中間試案の公表

2013 年（平成 25 年）2 月 26 日、法制審議会民法（債権関係）部会では、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という）を決定した。

これは、「民法」という法律の契約などに関する規律を定めた債権関係の部分の改正につき、法務省に設置された法制審議会民法（債権関係）部会における審議の中間的な取りまとめである。「民法」の債権関係の部分を、債権法などと呼ぶこともあり、債権法の改正に関するものともいえる。2013 年（平成 25 年）4 月 16 日から同年 6 月 17 日までパブリック・コメントの手続が実施された。集まった意見などをもとに、法制審議会民法（債権関係）部会では再び、改正に向けた審議が続けられている。現段階ではいつ改正されるか定まっていないが、2013 年（平成 25 年）7 月 16 日の法制審議会民法（債権関係）部会では、1) 今後の審議を通じて要綱案の取りまとめを行うこと、2) その取りまとめは、2015 年（平成 27 年）2 月頃に法制審議会の答申をすることが可能な時期までに行うこと、3) 要綱案の取りまとめに先立ち、2014 年（平成 26 年）7 月末までに「要綱仮案」の取りまとめを行うことが示された。

また現在、中間試案とは別に、事務当局（法務省民事局参事官室）の文責で、中間試案の各項目にポイントを要約して説明する「（概要）」欄と、詳細な説明を加える「（補足説明）」欄を付した「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（以下、この資料のことを「補足説明」という）も公表されている。

これらの中間試案や補足説明は、法務省の以下のウェブサイトで公表されている。

URL : <http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900184.html>

ここでは、中間試案や補足説明に基づき、債権の消滅時効に関する改正提案の一部（後半）を見ていくことにする（注 1）（注 2）（注 3）。

（注 1）このレポート作成の際に参考になっている中間試案や補足説明は、2013 年（平成 25 年）7 月 4 日補訂済みの中間試案や補足説明である。

（注 2）このレポートでは、補足説明でなされている解説内容の概略を示すことを試みる。

（注 3）債権の消滅時効に関する改正提案の前半は以下のレポート参照。

堀内勇世「消滅時効に関する改正提案（前半）」（2013. 10. 25、大和総研レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131025_007826.html

2. 「消滅時効」？

「消滅時効」とは、一定の時間の経過によって債権などの財産権が消滅する制度のことである。この場合の「一定の時間」を「時効期間」と呼んでいる。

消滅時効の効果（債権などの財産権の消滅）が生じるためには、「援用」（消滅時効の利益を受ける意思表示）が必要とされている。

消滅時効における重要なポイントである「一定の時間（時効期間）の経過」を考えるにあたっては、「中断」と「停止」にも注意が必要である。「中断」とは、一定の事由が生じたために経過した時間がゼロになる制度である。（確定判決など得て）中断事由が終わったときから、改めてゼロから時効期間の経過を考えることになる。これに対して、「停止」とは、一定の事由が生じたために時間の経過の算定が所定の期間一時停止する制度である。停止は、特に時効完成間際において、時効の中断をしえない特別の事由がある場合に、時効の完成を所定の期間だけ猶予する制度ともいうことができる。

3. 債権の消滅時効に関する改正提案（後半）

【「中断」、「停止」などに関する改正提案】

このレポートでは、債権の消滅時効に関する改正提案のうち、「中断」、「停止」などに関する改正提案を取り上げる^{（注4）}。以下の（6）～（8）の部分である。

（注4）時効期間の長さに関する部分と時効期間を考える際の起算点に関する部分に着目した改正提案は、「（注3）」で掲げたレポート参照。

なお、参考までに、「消滅時効に関する改正提案（前半）」（「（注3）」で掲げたレポート）で取り上げた時効期間とその起算点に関する部分に着目した改正提案について、以下に題名だけ掲げておく。以下の（1）～（5）の部分である。

【改正提案の一例】

「中断」という言葉が一般の人に誤ったイメージを思い浮かばせる恐れがあることから、名前を変えることや、中断の効力が生じる事由（「中断事由」）を整理し直すことを提案している。

また、天災等による「停止」の期間を2週間から6ヶ月に変更するなどを提案している。

【中間試案を見る上での注意】

なお、中間試案の債権の消滅時効に関する改正提案の部分を見るにあたり、次のことに注意が必要である。

- ・「[]」つまり「カッコ（補足説明の中ではブラケットと呼んでいる。）」が使われているところがあるが、それは時効期間の一案を挙げる場合や、カッコ内の言葉を加えた案があることを示す場合に使われている。
- ・このレポートでは該当するものがないが、前者の場合に「 / 」つまり「スラッシュ」を使い、いくつかの案を掲げている場合もある。

（1）職業別の短期消滅時効の廃止 【略】

（２）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点 〔略〕

（３）定期金債権の消滅時効（民法第 168 条第 1 項関係） 〔略〕

（４）不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第 724 条関係） 〔略〕

（５）生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効 〔略〕

（６）時効期間の更新事由

（ｉ）中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）^{（注 5）}。

6 時効期間の更新事由

時効の中断事由の規律（民法第 147 条ほか）を次のように改めるものとする。

（1）時効期間は、次に掲げる事由によって更新されるものとする。

ア 確定判決によって権利が確定 したこと。

イ 裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定 したこと。

ウ 強制執行又は担保権の実行としての競売の手続が終了 したこと（権利の満足に至らない場合に限る。）。ただし、当該手続が権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときを除くものとする。

エ 相手方の権利を承認 したこと。

（2）上記（1）ア又はイに該当するときは、それぞれその 確定の時 から、新たに 〔10 年間〕 の時効期間が進行を始めるものとする。

（3）上記（1）ウに該当するときは 当該手続が終了した時から、上記（1）エに該当するときはその 承認があった時から、新たに前記 2 又は 4 の原則的な時効期間と同一の時効期間が進行を始めるものとする。ただし、従前の時効期間の残存期間が原則的な時効期間より長い場合には、時効期間の更新の効力が生じないものとする。

（注 5）囲みの中の「前記 2 又は 4」とは、このレポートで言えば、「（２）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」又は「（４）不法行為による損害賠償

請求権の消滅時効（民法第 724 条関係）」の部分のことである。内容については「（注 3）」で掲げたレポート参照。

（ii）概略

【用語の変更～「中断」から「更新」へ】

「時効の中断」という用語に対しては、時効期間の進行が一時的に停止することを意味するという誤解を招きやすいという指摘がある。そこで中間試案では、差し当たり、新しく改まるという意味で、「時効期間の更新」という用語を充てることを提案している。

【中断事由の整理、見直しの方針】

民法第 147 条は、時効の中断事由として、請求^{（注 6）}（同条第 1 号）、差押え、仮差押え又は仮処分（同条第 2 号）及び承認（同条第 3 号）を掲げている。このうち「請求」や「差押え、仮差押え又は仮処分」に対しては、訴えの提起その他の手続の申立てによって時効が中断した後、その手続が所期の目的を達することなく終了すると中断の効力が生じないとされるなど、制度として複雑で不安定であるという指摘がある。例えば「請求」の典型例である裁判所に訴えを提起し支払いを求めるような場合を例にとると訴え提起の段階で中断の効力が生じるが、手続不備を理由に裁判所から訴え却下の判断を下されるとその中断の効果がなかったものとされてしまうという具合である^{（注 7）}。

（注 6）「請求」の場合、何らかの形で裁判所が関与する手続きが必要と解釈されており、例えば「裁判上の請求」、つまり裁判所に訴えを提起し支払いを求めるような場合などが想定されている。

（注 7）この場合にも「催告」としての効力が認められ、却下の時点から 6 ヶ月以内に手続きの不備な点を直して再度訴えを提起すれば、時効中断の効果が維持されるとの判例・解釈（「裁判上の催告」という考え方）もあるが、ここでは話が複雑になるので、省略している。

「催告」とは、単に弁済（返済、支払い）をしろと請求することを言うが、現行の民法第 147 条が掲げる中断事由の「請求」の一つと考えられている。しかし、現行の民法第 153 条で、催告から 6 ヶ月以内に裁判所に訴えを提起するなど裁判所の関与する手続きを行わなければ中断の効力を生じないものとされている。なお、中間試案では、停止事由に整理し直すことが提案されている（12 ページ参照）。

そこで、中間試案の本文では、従前の時効期間の進行が確定的に解消され、新たな時効期間が進行を始める時点を捉えるという観点から、時効の中断事由を再構成し、提案している。

【具体的には… 〔中間試案の本文(1)〕】

現行の民法第 147 条が掲げる中断事由と、中間試案が掲げる更新事由とを対照してまとめたものが、次の表である。

現行の民法第 147 条が掲げる 中断事由		中間試案が掲げる 更新事由
「請求」 (民法第 147 条第 1 号)	⇒	「確定判決によって権利が確定したこと。」 (中間試案の本文(1)ア)
	⇒	「裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したこと。」 ^(注 8) (中間試案の本文(1)イ)
「差押え、仮差押え又は仮処分」 (民法第 147 条第 2 号)	⇒	「強制執行又は担保権の実行としての競売の手続が終了したこと(権利の満足に至らない場合に限る。)。」 (中間試案の本文(1)ウ) ^{(注 9) (注 10)}
〔右の記述は現行の民法第 154 条に相当するものである〕	⇒	「ただし、当該手続が権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときを除くものとする。」 (中間試案の本文(1)ウ) ^(注 11)
「承認」 (民法第 147 条第 3 号)	⇒	「相手方の権利を承認したこと。」 (中間試案の本文(1)エ) ^(注 12)



【参考】

現行の民法第 147 条が掲げる中断事由のうち「請求」や「差押え、仮差押え又は仮処分」に対しては、訴えの提起その他の手続の申立てによって時効が中断した後、その手続が所期の目的を達することなく終了すると中断の効力が生じないとされるなど、複雑で不安定であるという指摘がある。



【参考】

中間試案・補足説明では、従前の時効期間の進行が確定的に解消され、新たな時効期間が進行を始める時点(具体的には上記の時点)を捉えて、更新事由とすることを提案している。

なおこれらの時効の中断事由は、中間試案・補足説明では、時効の停止事由として再編成するものとされている（後記の「（７）時効の停止事由」参照）。

（注 8）補足説明では、「『確定判決と同一の効力を有するもの』には、仮執行宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがない場合、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定した場合の支払督促（民事訴訟法第 396 条。なお、民法第 150 条参照）や確定した事項についての破産債権者表等への記載（破産法第 124 条第 3 項、第 221 条第 1 項、民事再生法第 104 条第 3 項、第 180 条第 2 項、会社更生法第 150 条第 3 項、第 206 条第 2 項。なお、民法第 152 条参照）が含まれる。」と記載されている。

なおここで挙げられた仮執行宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがない場合などは、このレポートの「（７）時効の停止事由」のところで掲げた中間試案の本文(1)イ、エの手続が進行し所期の目的を達した場合ということができる。

（注 9）現行の民法第 147 条 2 号の中断事由のうち「差押え」について、手続の申立てがされた時ではなく、手続が終了した時を捉えて、これを時効期間の更新事由と再構成するものとしている。「仮差押え」と「仮処分」については、その暫定性に鑑みて、時効期間の更新事由からは除外するものとしている（このレポートの「（７）時効の停止事由」を参照。）。

（注 10）中間試案の本文(1)ウのカッコ書きの部分で時効期間の更新が生ずるのを権利の満足に至らない場合に限定しているのは、権利が満足されれば弁済によって当該権利が消滅し、もはや消滅時効が問題とされることがなくなるからであり、当然のことを注意的に記載したものである。

（注 11）中間試案の本文(1)ウの「ただし」以下は、現行の民法第 154 条の考え方を維持し、強制執行又は担保権の実行としての競売の手続が権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消された場合には、時効期間の更新は生じないとしたものである。

（注 12）中間試案の本文(1)エは、時効の中断事由とされている「承認」（民法第 147 条第 3 号）をそのまま時効期間の更新事由に置き換えるものである。

【中間試案の本文(1)ア、イ後の時効期間 〔中間試案の本文(2)〕】

現行の民法第 174 条の 2 第 1 項は、確定判決やそれと同一の効力を有するものによって確定した権利については、確定後の時効期間を 10 年としている。

同様に中間試案・補足説明でも、確定判決やそれと同一の効力を有するものによって権利が確定した場合（中間試案の本文(1)ア、イ）には、更新後の時効期間は一定の長期の期間とする

のが相当であると考えられている。

この場合の具体的な期間については、差し当たり、現行の民法第 174 条の 2 の考え方を維持して、これを 10 年間としている。もっとも、「消滅時効に関する改正提案（前半）」（「（注 3）」で掲げたレポート）の「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」のところで、①「原則的な時効期間を単純に短期化する考え方」に基づく案（甲案）、②「起算点を同一とする複数の時効期間を組み合わせる考え方」に基づく案（「（注）」の案）、③「起算点を異にする長短 2 種類の時効期間を組み合わせる考え方」に基づく案（乙案）の 3 つの案を中間試案は掲げており、どのような案が採用されるかなどによって考え方が異なってくる。

【中間試案の本文(1)ウ、エ後の時効期間 〔中間試案の本文(3)〕】

また、中間試案の本文(3)では、更新事由が強制執行又は担保権の実行としての競売の手続の終了（本文(1)ウ）又は承認（本文(1)エ）である場合には、更新後の時効期間をこのレポートの「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」又は「（4）不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第 724 条関係）」の原則的な時効期間と同一のものとするものである^{（注 13）}。これは、時効期間に特則^{（注 14）}が設けられている場合であっても、一たび時効が更新されたときには、その特則が置かれた趣旨は妥当しなくなるという考え方によるものである。もっとも、時効期間が更新されたために従前の時効期間の残存期間よりも新たに進行を始める時効期間の方が短くなることを避ける必要があるため、その場合には時効期間の更新の効力が生じないものとしている。

（注 13） 【 疑問！？ 】

「消滅時効に関する改正提案（前半）」（「（注 3）」で掲げたレポート）の「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」で「起算点を異にする長短 2 種類の時効期間を組み合わせる考え方」に基づく案（乙案）をとった場合、中間試案では、短期の方の起算点は原則として「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」となっている。この前提の下、更新後の時効期間をこの乙案で考える場合には、短期の方の起算点は、いつになるのか？更新事由が存在したことを知ったときから考えることになるのだろうか？

（注 14） ここでいう「特則」が、何か具体的なものが想定されているかは明らかでない。

とりあえず、現行の手形法 77 条・70 条（約束手形の場合の所持人から振出人に対する請求権は満期日から 3 年間）などの短期消滅時効が、そのまま維持された場合（実際維持されるのか否かはわからない）などを想定して考えていけばよいのではないと思われる。

（7）時効の停止事由

（i）中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）^{（注 15）}。

7 時効の停止事由

時効の停止事由に関して、民法第 158 条から第 160 条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

(1) 次に掲げる事由がある場合において、前記 6 (1) の更新事由が生ずることなくこれらの手続が終了したときは、その終了の時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。 この場合において、その期間中に行われた再度のこれらの手続については、時効の停止の効力を有しないものとする。

ア 裁判上の請求

イ 支払督促の申立て

ウ 和解の申立て又は民事調停法・家事事件手続法による調停の申立て

エ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

オ 強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行の申立て

カ 仮差押命令その他の保全命令の申立て

(2) 上記(1)アによる時効の停止の効力は、債権の一部について訴えが提起された場合であっても、その債権の全部に及ぶものとする。

(3) 民法第 155 条の規律を改め、上記(1)オ又はカの申立ては、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の停止の効力を生じないものとする。

(4) 民法第 153 条の規律を改め、催告があったときは、その時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。この場合において、その期間中に行われた再度の催告は、時効の停止の効力を有しないものとする。

(5) 民法第 161 条の規律を改め、時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため上記(1)アからカまでの手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。

(6) 当事者間で権利に関する協議を行う旨の〔書面による〕合意があったときは、次に掲げる期間のいずれかを経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。

ア 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の〔書面による〕通知をした時から 6 か月

イ 上記合意があった時から [1 年]

(注) 上記(6)については、このような規定を設けないという考え方がある。

(注 15) 囲みの中の「前記 6」とは、このレポートで言えば、「(6) 時効期間の更新事由」の部分のことである。

(ii) 概略

【「請求」などを時効の停止事由に取り込む方向での提案】

中間試案でも、現行の民法第 158 条（未成年者に父、母のような法定代理人がいない場合などの時効の停止）、第 159 条（夫婦間の債権に関する時効の停止）、第 160 条（相続財産に関する時効の停止）の考え方は維持するものとしている。

その上で、「（6）時効期間の更新事由」において、現行の時効の中断事由の見直しを行ったことを踏まえ、時効の停止事由についても見直しが行われている。

現行の民法第 147 条第 1 号・第 2 号で時効の中断事由と定めている「請求」（訴えの提起など）、「差押え、仮差押え又は仮処分」については、訴えの提起その他の手続の申立てによって時効が中断した後、その手続が所期の目的を達することなく終了すると中断の効力が生じないとされる点を踏まえると、その段階では一時的な停止にすぎないと考えられる。そこで、これらを時効の停止事由に取り込むなどの見直しをして^(注 16)、提案している。その際、よりわかりやすくという観点から言葉を変えている。

（注 16）例えば、貸したお金の返済を請求する場合を考え、時効は返済日から 10 年という前提を置く。現行の民法における時効の中断事由であれば、返済日から 9 年 6 ヶ月の時点で訴えを提起すれば、その時点で消滅時効の中断が生じ、却下などがなければ、裁判が仮に 2 年かかっても、消滅時効中断の効果が維持されたままで、消滅時効は完成しない。しかし、もしこのレポートの「（6）時効期間の更新事由」のような見直し（中断事由を更新事由に改め、その基準とする時点を請求の時などから後ろにずらし確定判決の時などとする見直し）だけにとどめ、「請求」（訴えの提起など）などを時効の停止事由に取り込むような見直しをしないとすると、裁判が長引き、その間も時効期間が進行し、裁判の途中で消滅時効が完成し、相手が消滅時効を援用し、返済してもらえないということもありうる。それゆえ、確定判決などがない限り時効期間の更新が認められないため、裁判中に時効期間が進行し消滅時効が完成しないように、「（6）時効期間の更新事由」のような見直しにあわせて、「請求」（訴えの提起など）などを時効の停止事由に取り込むような見直しが考えられたものと思われる。

【「請求」などを時効の停止事由に 〔中間試案の本文(1)〕】

現行の民法第 147 条第 1 号・第 2 号で時効の中断事由と定めている「請求」（訴えの提起など）、「差押え、仮差押え又は仮処分」は、中間試案の本文(1)のア～カの形に表現を改めて時効の停止事由に取り込まれている。ア～カの手続が進行して認容判決が確定するなど所期の目的を達した場合には、前記の「（6）時効期間の更新事由」のところで掲げられている更新事由に該当することになるが、その手続が所期の目的を達することなく終了した場合（例えば訴えが却下された場合）には、その終了の時から（例えば、却下のときから）6 ヶ月を経過するま

での間は、時効は完成しないものとしている^(注17)。

(注17) 現行法の下では、これらの手続が途中で終了すると時効の中断の効力は生じないとされているが、他方で、これらの手続が進行している間は「催告」(民法第153条)が継続してされているものとみて(いわゆる「裁判上の催告」)、その終了時から6ヶ月間は時効が完成しないと解されている(最判昭和45年9月10日等)。この考え方を踏破したものといえる。「催告」については、「(注7)」を参照。

また、ア～カの手続の申立てと取下げを繰り返すことによって時効の完成が永続的に阻止されることを防ぐため、ア～カの手続による時効停止の期間中に行われた再度のこれらの手続については、時効停止の効力を有しないものとしている^(注18)。

(注18) 催告を繰り返しても時効の中断が継続するわけではないとする判例(大判大正8年6月30日)を踏まえたものである。なお、補足説明では、仮差押命令の申立ての取り下げ後に民事調停の申立てをした場合のように、異なる手続の申立てを繰り返した場合にもこのルールが適用されるのかどうかは、引き続き検討する必要があるとしている。

【債権の一部について訴えが提起された場合の取扱い変更 〔中間試案の本文(2)〕】

中間試案の本文(2)は、債権の一部について訴えが提起された場合^(注19)の取扱いを定めるものである。判例(最判昭和34年2月20日)^(注20)は、債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合には、時効中断の効力もその一部についてのみ生ずるとしているが、中間試案では判例と異なる結論を定めている。中間試案の本文(2)では、債権の一部について訴えが提起された場合であっても、時効停止の効果は、その債権の全部に及ぶものとしている。

(注19) 例えば、100万円支払えという債権を有する者が、その一部の30万円の支払いだけを請求して、訴えを提起するような場合である。

(注20) 判例の考え方に対しては、一部請求を明示して債権の一部についての訴えを提起した場合に、その後に請求の拡張(上記の「(注19)」の例で言えば、裁判中に100万円支払えという請求に変更すること)をしようとしても、その時まで既に当該債権の残部(上記の例だと70万円の部分)について時効が完成しているという事態が生じ得ることから、相応の理由があつて一部請求を選択した債権者の保護に欠けるという指摘があつたようである。

【時効の利益を受ける者に対してしない差押え等の申立て 〔中間試案の本文(3)〕】

現行の民法第147条が掲げる中断事由の「差押え、仮差押え又は仮処分」は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じないとする現行の民法第155条の考え方^(注21)については、これらの事由を時効の中断事由から停止事由に改めた場合(中間試案の本文(1)オ、カ)にも妥当すると考えられている。そこで中間試案の本文(3)では、「強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行の申立て」(中

間試案の本文(1)オ)と「仮差押命令その他の保全命令の申立て」(中間試案の本文(1)カ)は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の停止の効力を生じないものとしている。

(注 21) 例えば、A (債権者) から B (債務者) が 3 千万円借りるにあたり、B の父親 C (物上保証人) が持ち家に抵当権を設定した場合で、返済期限を過ぎたときに A が資金回収のため抵当権の実行としての競売を申立てたような事例が想定される (C のように他人の債務のために自分の土地などに抵当権など担保権を設定するものを「物上保証人」と呼ぶ)。この場合、現行の民法第 155 条の下、競売開始決定が B に通知された場合 (例えば有名な判例の事案では、競売開始決定正本の送達が行われた場合が通知された場合に該当するとされている) に、A の B に対する債権の消滅時効が中断されるとされている。

現行の民法第 155 条は、このような場合、B に通知されないと、A の B に対する債権の消滅時効が中断されないとしているわけである。

【「催告」は時効の停止事由 [中間試案の本文(4)]】

「催告」^(注 22) は、現行の民法の下では時効の中断事由となっているが、時効の完成間際に時効の完成を阻止する効力しか有しておらず、実質的には時効の停止事由として機能していると考えられる。そこで、中間試案の本文(4)では、「催告があったときは、その時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする」として、催告が時効の停止事由であることを明記している。

(注 22) 「催告」については、「(注 7)」を参照。

また、催告を繰り返しても時効の中断が継続するわけではないとする判例の考え方 (大判大正 8 年 6 月 30 日) を明文化して、催告によって時効の完成が阻止されている間に行われた再度の催告は、時効停止の効力を有しないものとしている。

【天災等による時効の停止を延長 [中間試案の本文(5)]】

天災等による時効の停止を規定する現行の民法第 161 条について、現在の 2 週間という時効の停止期間は短すぎるという指摘があることから、その期間を延長することが提案されている。

具体的には、中間試案の本文(5)で、その期間を他の停止事由と同様に 6 ヶ月に改め、時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効の停止事由に該当する手続 (中間試案の本文(1)アからカまで) を行うことができないときは、その障害が消滅した時から 6 ヶ月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとしている。

【当事者間の協議による時効停止を新設? [中間試案の本文(6)]】

中間試案の本文(6)は、当事者間の協議を時効の停止事由とする制度を新設するものである。現行の民法下では、当事者間の協議によって時効の完成を阻止する方法が存在しないため、時効完成の間際に協議が行われている場合に、時効の完成を阻止するためだけに訴えを提起せざ

るを得ないということもありえ、当事者双方にとって不利益であると考えられたからである。

新たに当事者間の協議を時効の停止事由にするにあたり、この事由の存否を明確化する観点から、協議の合意が存在することを要求している。さらに、書面を要するという考え方もあるとしておりブラケットで囲んで提示している。

また、いつまで停止するのか（いつ時効の停止の効果がなくなるのか）については、「ア」と「イ」の2つの基準を用意し、いずれかが生じた時点で一時停止していた時効期間が動き出すものとしている。

「ア」では、協議続行を拒絶する旨の通知がされた時という基準を示している。ここでも書面を要するという考え方もあるとしておりブラケットで囲んで提示している。

「イ」では、實際上、協議されない状態が継続する事態が生じ得ることから、これへの対応として、当事者間で権利に関する協議を行う旨の合意があった時から仮に「[1年]」という別の基準を示している（注23）。

（注23）補足説明では、協議が実際に行われていれば、その都度（要件に応じて書面化することにより）、この合意があったと認定することが可能なので、本文(6)イの起算点もそれに依拠して更新されることになると、述べられている。つまり協議を行う旨の合意があった時から仮に1年で時効の停止の効果がなくなるとなった場合にも、合意から1年以内の実際の協議が行われその協議の際にも合意があったと認定され、その後も同じことが繰り返されるならば、協議がたとえ2年、3年と長引いても不都合は生じないと述べているのだと思われる。

これは1年以内に協議を終えないといけないう、という疑問に対する答えともいえよう。

なお、以上に対し、当事者間の協議を時効の停止事由とする制度を設ける必要性はないという主張もあったので、これを中間試案の「（注）」という形で取り上げている。

（8）時効の効果

（i）中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）。

8 時効の効果

消滅時効に関して、民法第144条及び第145条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 時効期間が満了したときは、当事者又は権利の消滅について 正当な利益を有する第三者は、消滅時効を援用することができるものとする。

(2) 消滅時効の援用がされた権利は、時効期間の起算日に遡って消滅するものとする。

(注) 上記(2)については、権利の消滅について定めるのではなく、消滅時効の援用がされた権利の履行を請求することができない旨を定めるという考え方がある。

(ii) 概略

【消滅時効の援用権者 〔中間試案の本文(1)〕】

中間試案の本文(1)は、消滅時効の援用権者（消滅時効を援用できる者）について定めるものである。現行の民法第 145 条は「当事者」が援用するとしているが、判例上、保証人（大判昭和 8 年 10 月 13 日）や物上保証人（最判昭和 43 年 9 月 26 日）などによる援用が認められている。中間試案の本文(1)は、こうした判例の考え方を踏まえて援用権者の範囲を明文化するものである。

援用権者を考えるに当たっての基準として、判例（最判昭和 48 年 12 月 14 日）では「権利の消滅により直接利益を受ける者」という考え方を示している。しかし、この中の「直接」という基準が必ずしも適切でないという指摘があるので、それに替わるものとして「正当な利益を有する第三者」という文言を提示している。もっとも、従前の判例の考え方を変更する趣旨ではないとされている。

【消滅時効の援用の性質 〔中間試案の本文(2)〕】

中間試案の本文(2)は、消滅時効の効果について、援用があって初めて権利の消滅という効果が確定的に生ずるという一般的な理解を明文化するものである。判例（最判昭和 61 年 3 月 17 日）もこのような理解を前提としていると言われている。

もっとも、消滅時効の援用が実務で果たしている機能を必要な限度で表現すればよく、消滅時効の援用がされた権利の履行を請求することができない旨のみを定めるべきという主張もあった。そこで、この主張を中間試案の「（注）」という形で取り上げている。

4. 参考までに

現行の民法では、中断事由、停止事由などは、消滅時効のみならず取得時効^(注 24)を含めた「時効」全般に関するものという形で定められている。

（注 24）「取得時効」とは、例えば、Xがある土地を一定の期間継続して自分の所有地として使用していたときは、実はその土地がYの所有地であった場合にも、Xは所定の条件を満たしていれば「時効」により所有権を取得するといった制度である（民法第 162 条参照）。

そのようなこともあってか、このレポートの「（6）時効期間の更新事由」、「（7）時効の停止事由」、「（8）時効の効果」に関して、補足説明では、取得時効にも適用があると考えられるか、についての記載が存在する。

補足説明では、「（6）時効期間の更新事由」と「（7）時効の停止事由」については取得

時効にも適用があると考えられるとし、「（８）時効の効果」については検討が必要としている^{（注 25）}。

（注 25）補足説明での記載を引用すれば、次のとおりである（かぎカッコ内が引用）。

（６）時効期間の更新事由

「再構成された更新事由は、従前と同様に取得時効にも適用可能なものと考えられる。」

（７）時効の停止事由

「再編成された事由も、従前と同様に取得時効にも適用可能なものと考えられる。」

（８）時効の効果

「取得時効にも及ぼすかどうかについては、引き続き検討する必要がある。」